

令和6年1月30日

横浜市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会  
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持  
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和5年6月16日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) ヤオコー横浜天神 橋店 (所在地) 横浜市南区堀ノ内1丁目 102番地の1	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しない ものとするのが適当と判断します。  なお、以下について付帯事項とします。  ・店舗周辺には、多くの住宅が立地しているため、来退店車両が住 宅地を通過することで生活環境が悪化することがないように、必要 な対策を講じてください。 ・開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交 通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係 機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。

令和6年1月30日

横浜市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会  
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持  
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和5年6月19日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) クリエイトS・D 戸塚秋葉町店 (所在地) 横浜市戸塚区秋葉町440番 1ほか	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しない ものとするのが適当と判断します。  なお、以下について付帯事項とします。  ・道路環境やスクールゾーンであることを踏まえ、来客車両及び 搬入車両等の運転手に対し歩行者の安全配慮を徹底させるとと もに、通学時間等を避ける搬入時間の配慮など、歩行者の安全な 通行に向けた運用を実施するようお願いいたします。 ・店舗周辺には、多くの住宅が立地しているため、来退店車両が住 宅地を通過することで生活環境が悪化することがないように、必要 な対策を講じてください。 ・開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交 通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係 機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。